

わが子を虐待した母親の研究

— 児童養護施設入所児の場合 —

鍋倉 早百合(創価大学大学院生)

(1) 研究のねらい

親による子ども虐待が、社会的に深刻な問題になってきている。中でも目立つのは、実の母親による子どもへの虐待である。厚生労働省が平成17年に発表した調査結果によれば、虐待事例の約6割は、実の母親によるものである。

社会的慣習からいって異常な事態であり、社会の安定的な持続という点からも見逃せない深刻な事態である。いったい母親が、自分の子どもに虐待を加えるというのはどういう場合なのだろうか。どのような母親が、自分の子どもを虐待するのだろうか。

本稿では、児童養護施設に入所している子どもの事例を通じて、わが子への虐待という母親の異常な行為が、どのような条件のもとに生じてきたのかを明らかにし、子どもへの虐待を未然に防ぐための手立てを検討し、今後の課題について示していきたい。

(2) 研究の枠組みと調査の対象

一般的に、虐待を発生させる親側の要因としては、①養育能力の問題(養育力の未熟、育児不安)、②育児の援助者不在、③夫婦の不和や家庭内の葛藤、④不安定な就労状態、⑤経済的困窮、⑥若年での妊娠、結婚、出産、⑦心身の問題(性格の偏りや精神疾患)、⑧母親自身の被虐待体験、⑨親戚、近隣、友人などからの社会的孤立があげられる。

子ども側の要因としては、①望まれない出生、②多胎児出産。③先天的な異常(染色体異常、奇形などの先天性異常、低出生体重児)による、母子間の分離体験。④生後に発症した障害等による育てにくさ(発達障害、病気、問題行動)があげられている。

ここでは、子ども側の要因とされている望まれない出生について、「望まない出産」として捉え、母親側の要因として取り扱うことにする。

以上に列挙した、虐待の発生要因を参考にして、本稿では、以下に行う分析・考察のために、母親によるわが子への虐待発生要因を、①経済的要因、②心身の要因、③養育障害の要因、④社会的・

家庭的要因、⑤出産要因、⑥子どもの要因に分けてみることにする。また、これらの要因に加え、母親の経歴(育った家庭の経済状況や生活環境、学歴)、幼少期の被虐待体験の有無、さらに、子どもが入所した後の親子関係についても見ていくことにする。

本調査は、関東圏内の6つの児童養護施設を対象に、母親から虐待を受け入所している児童について行った。分析に使用したケースは100である。

(3) 調査結果についての分析・考察

わが子への虐待が発生しやすい要因としては、母親の心身が不健康、とりわけ、精神的疾患が最も多くなっている。次いで、核家族化、ひとり親家庭や夫婦の不和に伴い、子育ての相談相手や支援者が得られず、母親の負担感が重くなっている場合である。その他、育児に取り組む姿勢や態度は、養育力不足、自覚の欠如、自己本位的行動などの養育的な障害があり、経済的には劣悪な状態が多く、望まない出産などもその一因である。

以上に見た各要因は、相互に関係しあっている場合が多く、単一の要因で虐待が発生してくるケースはほとんど無い。何らかの精神的な疾患を抱えている母親は、100ケース中、80である。経済的困窮の状態にある家庭は、全体の3分の2以上を占めている。生活保護世帯は34ケースである。

母親の生育的背景についてのデータを整理してみると、家庭環境は、不明の15ケースを除けば、両親が揃っている家庭と、ひとり親家庭に育ったケースの数値はそれぞれ約4割となっており相違が無い。ひとり親家庭に、祖父母や親戚に養育されたケースを併せると、両親に育てられたケースを上回る。ひとり親家庭が多いことは特徴である。

母親が育った家庭の経済状況は、不明の15ケースを除けば、裕福な家庭はわずか3ケースと少なく、中流家庭も20ケースである。経済的な条件を見た場合、貧困と生活保護世帯が全体の過半数を超えている。この実態は、生活が困窮している家庭において、虐待の発生する割合が高いことを示唆している。

母親の学歴について見てみると、中卒の割合が約4割と非常に高い。この数値は、近年の日本の高校進学率が97%に達している実情と比較すると特徴的である。高校中退は31ケース、中卒のケースと併せると、約7割が高校を卒業していない。高卒以上の学歴をもつ母親は、6ケースと少ない。

少年期までに何らかの虐待体験のある母親のケースは、36である。また、施設入所歴については、不明の25ケースを除くと、約3割の母親が施設での生活体験を有している事実が明らかとなった。

次に、母親は、子どもが入所した後にどのような関わり(重複している)を持っているのかを検討する。最も多いのは、休日を利用して子どもを自宅に帰省させることで母子関係を保っている場合である。回数は、年に1~5回程度が24ケースと最も多く、月に1~3回が18ケース、毎週末の帰省は、わずかに5ケースである。逆に、母親が施設に出向くのは、年に1~5回程度が8ケースである。月に1~3回程度は6ケースとかなり少ない。

電話で子どもの生活状況を確認し、声を聞く程度の関係にとどまっている母親は16ケースである。手紙を通じて子どもとの交流を図っている母親は、わずかに3ケースである。

入院の5ケースを除き、特別な事情のために会えない(服役中6、行方不明6、死亡4)ケースは16である。この数値に、子どもとの関わりを全く持たない母親の16ケースを併せると、32ケースが、子どもの入所後に母子関係の絆が絶たれている。その期間は、最短が2年間、最長は13年間である。その他、母子共に会うことを拒否しているケースが1、祖父母の元であれば尋ねさせることができる(年1~5回)ケースは2件である。

続けて、施設職員が、実際に母親をどう見ているのかを検討する。職員は、多くの事例を扱い、入所後の子どもに対する母親の態度について理解をもっている。職員が、子どもに対する愛情をもっていると判断する母親のケースは42である。

そのうち、子どもとの信頼関係が回復され、近い将来退園が見込めると判断しているケースは6、愛情はあっても子どもと上手に関わることが困難と見なされるケースは36である。この36という数値にその他を併せ、子どもを適切に扱えないと判断している母親のケースは42である。職員によれば、このようなケースを母親の養育障害として捉えている。最も多いのは、親としての自覚が希薄と思われるケースで27、子どもに対して愛情が持てないケースが15である。また、特殊であるが、施設へ子どもを預けた後ろめたさから、年に1回程度、形式的な面会に来ていると思われる、「施設

への体裁」と判断されるケースが2である。

このように、多くの母親は子どもとの接触が十分とはいえず、子どもの養育を施設側に任せきりにしている状態である。施設側が母親の事情を把握していない、或いは、会うこともできず、説得もできないケースが多いようである。

(4) 結び

本稿では、児童養護施設から提供を受けた資料に基づき、自分の子どもに虐待を加える母親についての考察を試みた。それは、「母親失格」といった烙印を母親たちに押し非難するためではなく、また、「自己を犠牲にして子育てに専念せよ」と彼女たちを叱咤激励するためでもない。子どもへの虐待を減少させる手がかりを見出すためである。

この点について、まず注目しなくてはならないのは、母親の生育的条件である。母親の施設入所歴は約3割(不明を除く)、被虐待体験は約4割(不明を除く)であった。学歴を見ると、高校を卒業していない者が約7割である。適切な生活条件が満たされていなかった状況がうかがえる。家庭環境を見ると、ひとり親家庭は約4割であった。このように、本稿で見てきた母親自身、親からの愛情を受けることができないままに成長してしまった被害者であることを見落としてはならない。

次に、母親自身の心身の要因、特に、精神的疾患や精神的障害を抱えている者が多いことに注目しなくてはならない。さらに見逃してはならないのは、経済的要因である。本調査におけるケースでは、経済的貧困が約6割以上を占めていた。生活上の困窮は、母親たちの精神的不安を高め、虐待を発生させる上で重大な影響を及ぼしている。

最後に、社会的背景についてふれておきたい。虐待を生み出す背景として、子育ての過程における母親の孤立、子育て支援者の欠如が問題となる。地域に子育てのネットワークを作り、母親を孤立させない子育ての具体的な支援活動が重要である。

一般的には、子どもを産むと女性は「母親」という立場になるが、母親になることと、適切な子育てができるかどうかとは別な問題である。子育てを通じて、子どもと共に親も成長するように、母親を対象とした「親教育」が必要とされている。

母親の精神障害については、早期の対応が必要といえる。例えば、医師などの関係者は、妊娠中の女性に対して、「メンタル」な部分をきめ細やかに支援していくなどの柔軟な対応が期待される。

恵まれない経済的条件については、社会保障の充実という視点から、政策的な取り組みが重要であることを強調しておかなくてはならない。